自転車運転中の提帯電話。

やポン等の傾用が禁止 されます!

神奈川県道路交通法施行細則 一部改正(平成23年5月1日施行)



携帯電話等・・

注意力を欠いたり、ハンドル・ ブレーキ操作などの安定性を 損なうおそれがあります。

イヤホン等・・

注意力を欠いたり、周りの音や 声が聞こえず、安全運転に支障 をきたすおそれがあります。

確認!

普通自転車の歩道通行について

普通自転車が 歩道通行できるのは・

○ 道路標識・標示 で指定された場合





標示

- 13歳未満の子どもや70歳以上 の高齢者、体の不自由な方が運 転する場合
- 車道又は交通の状況から見て、 やむを得ないと認められる場合

です。

※ ただし、警察官等が、歩行者の安全を確保するため に必要があると認めて指示したときは、その指示に従 わなければなりません。

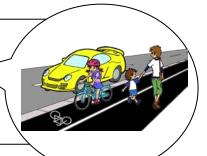
歩道通行は、あくまで『例外』です。 歩道は『歩行者優先』ですから、思いやり の気持ちをもって通行しましょう。

※ 普通自転車とは・・

- 二輪または三輪
- ·長さ 190cm 以内及び幅 60cm 以内
- ・側車を付けていない(補助輪は除く)
- ・乗車装置は一つ(幼児用座席を除く)
- ・ブレーキが走行中簡単に操作できる位置にある
- 鋭利な突出物がない

歩行者は・・

自転車のマーク があるところを 避けて通行する ようにしましょう。





< 60cm 以内